

定型訓練参加に伴う旅費等の支給について

令和6年5月12日
ボーイスカウト岡山連盟

1 目的

定型訓練へ参加する指導者の金銭的な負担を軽減することで、定型訓練への参加を促進し活動の質を高めることを目的とする。

2 対象

岡山連盟加盟団に登録している指導者とする。

3 支給額

次の項目について実費を支給する。ただし、上限を設ける。

(1) 旅費

鉄道を利用する場合	乗車券、指定席券（グリーン車を除く）、寝台券
鉄道以外を利用する場合	運賃
自家用車を利用する場合	燃料費（走行距離1Km当たり15円で計算）、有料道路代

なお、日本連盟那須野営場に参加する場合に算出される金額を上限とする。

また、中国・四国ブロック各県で開催される研修が同じ期間にあるにもかかわらず、他ブロックの研修を受ける場合には支給金額を調整することがある。

(2) 宿泊費

当日移動では研修参加が困難な場合に限る。5,000円を上限とする。

4 その他

(1) 申請方法

団委員長は別紙「指導者定型訓練参加経費補助申請書」に必要事項を記入し、岡山連盟事務局に提出する。なお、領収書等経費がわかる書類（複写可）を添付する。

(2) 支給方法

指導者養成委員会は申請内容の確認、金額の確定ののち、理事会の承認を得て申請のあった団委員長に支給する。

(3) 支給対象訓練

令和5年4月1日以降に開催される定型訓練とする。